

# 報道資料

平成27年1月14日

## 平成27年度政府予算案等の決定について

本日、1月14日に、平成27年度政府予算案が閣議決定されました。これに対する本県の考え方は、次のとおりです。

- ・平成27年度政府予算案等に関する知事コメント（別紙1）
- ・奈良県南部地域への自衛隊の展開基盤の設置に係る基本構想業務の共同検討について（別紙2）
- ・平成27年度税制改正大綱における地方消費税の清算基準の変更について（別紙3）

なお、政府予算案の詳細はまだ十分に把握できていませんが、今後とも情報収集に努めるとともに、引き続き配分額の確保などに取り組んでいきます。

政策推進課広域調整係 松下、関戸  
内線 2121, 2125  
ダイヤルイン 0742-27-8306  
FAX 0742-22-8012

## 平成 27 年度政府当初予算案等に関する知事コメント

平成 27 年 1 月 14 日  
奈良県知事 荒井正吾

○本日、平成 27 年度政府当初予算が閣議決定されましたが、財政健全化と経済再生の好循環を作り出すために、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図られるとともに、地方創生など中長期の発展につなげる取組を強力に推進するものであると高く評価しています。

また、これに先立ち 1 月 9 日に閣議決定された平成 26 年度補正予算には緊急経済対策が盛り込まれ、本県が国に対して提案・要望していた、地方創生の実現に向け地域の実情に応じて使用できる交付金が創設されたことについて感謝しています。

本県としても人口減少克服と地方創生の実現に向け、国の動きとうまくマッチングさせながら、本県独自の取り組みを積極的に進めたいと考えています。

○ 地方財政対策に関しては、地方創生に取り組むために必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」を設置されたことについて評価します。

また、本県が要望していた歳出特別枠や交付税の別枠加算が縮小したものの、存続されたことについても一定の評価をします。

さらに、地方の一般財源総額が前年度を上回る規模で確保されたものの、その内容としては地方税が大きく増加する一方、実質的な地方交付税は減少しており、県の財政運営にあっては、今後より一層税収の確保が重要となるため、引き続き税源の涵養や県内消費の拡大に向けた取り組み等を推進していきます。

○また、平成 26 年 12 月 30 日に決定された平成 27 年度税制改正大綱において、地方消費税の清算基準について、人口割合を拡大することにより、従来から本県が主張している「最終消費地と税の帰属地の不一致」を是正する方向性が出されたことを評価しています。

No.		報道資料
<b>(項目)</b>		
防衛省は、奈良県南部地域における、自衛隊の展開基盤の設置に係る基本構想業務について、本県と共同で実施するための検討経費として約4百万円を計上。		
<b>(概要)</b>		
平成25年12月17日に閣議決定された「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」では、大規模災害等に際して、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すこととされた。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携しつつ、各種の訓練・演習の実施や展開基盤の確保等の各種施策を推進することとされた。		
1月14日に閣議決定された、平成27年度政府予算案では、今年度（調査経費として約1百万円計上）に引き続き、将来的な展開基盤の設置に係る基本構想業務について、本県と共同で実施するための検討経費として約4百万円を計上された。		
基本構想業務の共同実施については、自衛隊の展開基盤と本県が整備予定の広域防災拠点について、双方が計画している施設の配置及び集約化等について検討するとともに、概算工事費及び概算工期等を算定することとされた。		
<b>(知事コメント)</b>		
本県としては、「災害に日本一強い奈良県づくり」のためにも、自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地が是非とも必要と考え、平成19年から国に対して要望を行ってきた。今年度の調査費約1百万円から更に一步進んで、今般、政府の平成27年度予算案において、国と本県との共同検討の経費として、約4百万円が計上されたことに対しては非常に感謝をしており、将来的な展開基盤の設置に向けた国の動きに合わせて、県としても広域防災拠点整備のための調査を進めていきたいと考えている。		
今後とも、五條市などとともに、県民や周辺市町村のご理解と合意形成を図るために取り組みを進めるとともに、引き続き、国に対して粘り強く、県南部地域への配置を働きかけていきたい。		

## 【上記に関する問い合わせ先】

・奈良県庁

担当者 知事公室防災統括室 中澤次長、尾崎室長補佐

(TEL) 0742-27-8425 (直通) (府内内線 2270)

<問い合わせは、資料提供後1時間以内にお願いします。>

## (6) 大規模災害等への対応

各種の災害に際して、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対処態勢を構築する。

### ① 災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化

- 海上作戦センターの整備（自衛艦隊司令部等の新庁舎）（再掲）
- 自衛隊の展開拠点確保に係る基本構想業務（福井・奈良）（8百万円）
 

広域防災拠点となり得る自衛隊の展開基盤を確保し、大規模災害への実効的な対処体制を確立するため、基本構想業務に係る経費を計上
- 美保基地における災害対処拠点の整備（6億円）
 

長大な日本海側の沿岸地域等における大規模災害等への対処能力の向上を図るため関連する調査費等を計上
- 災害時における機能維持・強化のための耐震改修等の促進（232億円）
- 市ヶ谷庁舎被災時の代替機能の整備（1億円）
 

首都直下地震による被災に備え、朝霞駐屯地を代替地として活用し得るよう同駐屯地情報通信基盤の拡充

### ② 大規模・特殊災害等に対応する訓練等の実施

- 離島統合防災訓練（RIDE X）
 

離島における突発的な台風災害等に対して、統合運用による円滑な災害対処のための能力の維持・向上を図る訓練を実施
- 日米共同統合防災訓練（TREX）
 

国内の大規模災害発生時における在日米軍等との連携要領の確立及び震災対処能力の維持・向上を図るため、日米共同統合防災訓練を実施
- 自衛隊統合防災演習（JXR）
 

国内の大規模災害発生時に円滑かつ効果的に対処して被害を最小限とするため、自衛隊統合防災演習を実施し、大規模災害対処に係る自衛隊の統合運用能力を維持・向上
- 各種災害対策訓練



離島統合防災訓練（イメージ）



「ひゅうが」における患者搬送訓練



現地調整所（県庁）での連携

No.	報道資料								
<b>(項目)</b>									
平成27年度与党税制改正大綱において、地方消費税の清算基準について、消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数の割合を1:1から3:2に変更することが決定された。									
<b>(概要)</b>									
地方消費税は、その消費課税としての性格から、いったん課税地に入った税収を最終消費地に帰属させるために、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて税収を清算している。									
その際の基準として、「小売年間販売額」、「サービス業対個人事業収入額」、「人口」および「従業者数」の各都道府県の割合が使われている。									
本県は1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベルにある。									
これは現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響しているためであり、本県では清算基準のうち、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること、また、引上げ分の清算基準については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とするよう、従前より国に要望していたところ。									
今回の税制改正大綱において、人口割合の比率を拡大する変更が決定された。									
<p><b>(現行)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①小売年間販売額</td> <td>6/8</td> </tr> <tr> <td>②サービス業対個人事業収入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③人口</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>④従業者数</td> <td>1/8</td> </tr> </table> <p>※③人口 : ④従業者数の割合が1:1から3:2に変更</p>		①小売年間販売額	6/8	②サービス業対個人事業収入額		③人口	1/8	④従業者数	1/8
①小売年間販売額	6/8								
②サービス業対個人事業収入額									
③人口	1/8								
④従業者数	1/8								
<p><b>(改正後)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①小売年間販売額</td> <td>6/8</td> </tr> <tr> <td>②サービス業対個人事業収入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③人口</td> <td>1.2/8</td> </tr> <tr> <td>④従業者数</td> <td>0.8/8</td> </tr> </table>		①小売年間販売額	6/8	②サービス業対個人事業収入額		③人口	1.2/8	④従業者数	0.8/8
①小売年間販売額	6/8								
②サービス業対個人事業収入額									
③人口	1.2/8								
④従業者数	0.8/8								
<p>平成27年度税制改正大綱（抜粋）（平成26年12月30日決定）</p> <p>地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。</p> <p>① 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸商業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競争場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。））に基づき定める額に変更する。</p> <p>② 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1:1から3:2に変更する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。</p>									
<p><b>(知事コメント)</b></p> <p>人口割合の比率を拡大する変更により、従来から本県が主張している「最終消費地と税の帰属地の不一致」を是正する方向性が出されたことは評価したい。</p> <p>今後は、今回の改正でもなお地域間格差があることから、地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を基準とすること、現行（引上げ前の5%分）の地方消費税についても人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した基準に変更することを引き続き要望してまいりたい。</p>									

## 【上記に関する問い合わせ先】

- ・奈良県庁 (TEL) 0742-27-8363 (ダイヤルイン)  
担当者 総務部税務課 枝井和也 (府内内線 2230)  
<問い合わせは、資料提供後1時間以内にお願いします。>

## 別紙3にかかる説明資料

### 地方消費税の清算基準の見直しについて

#### ■要望内容

本県は、従来から、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更することを要望してきた。

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」

現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

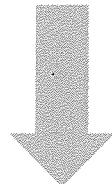
※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)

・平成24年度 東京都 28,365円、奈良県 15,577円(格差 約 1.8 倍)

・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約 1.8 倍)

・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約 2.0 倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
(割合)	6／8		1／8	1／8



拡大

#### ■見直し内容

平成27年度税制改正大綱において、消費に相当する額を構成する「人口」の配分が拡大されることになった。(1／8 → 1. 2／8)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
(割合)	6／8		1. 2／8	0. 8／8

◎ 見直し案による本県の増収額は、約14億円